

# 前払式支払手段を理解する(1)

## —サーバ型を中心に—

山本 正行 Yamamoto Masayuki 山本国際コンサルタンツ代表  
明治学院大学・関東学院大学講師、決済サービス事業の企画、戦略立案を専門とするコンサルタント。消費生活相談員を対象とした研修も実施。講演、執筆多数

今回は前払式支払手段がテーマですが、比較的トラブルの多いサーバ型を中心に解説していきます。

### 前払式支払手段の種類

前払式支払手段の種類はさまざまです。(一社)日本資金決済業協会による分類を本連載の初回(2022年6月号)に掲載していますが、参考までに再掲します。

#### ①紙型の商品券

商品券、カタログギフト券

#### ②磁気型

クオカード、テレホンカード、ガソリンスタンドやゴルフ場で利用できるプリペイドカード等

#### ③ICカード型

交通系：Suica、PASMO、TOICA、manaca、ICOCA、SUGOCA、nimoca、Kitaca など

流通系：楽天Edy、nanaco、WAON など

#### ④モバイル型

モバイルSuica、モバイルPASMO、楽天Edy、モバイルWAON、nanacoモバイルなど

#### ⑤QRコード型(残高の払い戻しができないもの)

PayPay(PayPayマネーライト)、LINE Pay(LINE Cash)、ファミペイなど

#### ⑥サーバ型

Appleギフト、Google Playギフト、Amazonギフト、ブランドプリペイドなど

このうち、今回は前払式支払手段に共通する基本的な事柄と⑥サーバ型を中心に解説します。比較的トラブルの少ない①紙型の商品券②磁気型③ICカード型に関する解説を省略し、④モバイル型⑤QRコード型についてはスマホ

決済をテーマとする別号で解説する予定です。

### 前払式支払手段の基本事項

#### (1) 適用条件

資金決済に関する法律(資金決済法)は、電子マネーなどが次の4つの条件を満たす場合に前払式支払手段に当たるとしています。

- ①金額または物品・サービスの数量(個数、本数、度数等)が、証券等(証券やICチップ、コンピューター・サーバなどの電子機器)に記載され、または電磁的な方法で記録されていること
- ②証券等に記載され、または電磁的な方法で記録されている金額または物品・サービスの数量に応ずる対価が支払われていること
- ③金額または物品・サービスの数量が記載され、または電磁的な方法で記録されている証券等や、これらの財産的価値と結び付いた番号、記号その他の符号(ID番号等)が発行されること
- ④物品を購入するとき、サービスの提供を受けるときなどに、証券等や番号、記号その他の符号が提示、交付、通知その他の方法により使用できるものであること

これらの4条件を満たしていても、次の場合は前払式支払手段に該当しません。

- 発行の日から6月内に限って使用できるもの
- 乗車券
- 美術館等の入場券
- 社員食堂の食券等

なお、国内で普及するJR東日本のSuica、JR西日本のICOCAなどのIC交通乗車券は、電子マネーも兼ねていることから前払式支払手段に当たるとされています。実際に「該当しない事

例」に当たるのは、乗車券専用で電子マネーの機能を持たない場合に限られます。

## (2) 発行者の義務等

発行者には発行者名等の表示、発行廃止の際の払戻義務、未使用残高の1/2の供託などが義務づけられます。

## (3) 発行者の種別

資金決済法は証票の利用範囲に応じて発行者を分類しており、利用範囲が発行者の運営する商品・サービスの提供者(販売店等)などに限定される場合を「自家型」、発行者に加え、発行者以外の事業者等が運営する販売店(加盟店)などでも利用できる場合を「第三者型」として区別しています(図1)。自家型の発行者は有効期限が6カ月以上、発行済み未使用残高が1000万円以上などの条件を満たした場合に届出を行えばよく、条件を満たさない事業者は規制の対象と

はなりません。それに対し、第三者型の発行者は発行業務を開始する前に財務局等に申請し、登録を受ける必要があります。

金融庁のウェブサイトによると、2022年7月31日現在、自家型の届出数は1,136、第三者型の登録数は886となっています。

## 前払式支払手段に共通する特徴

前払式支払手段に共通する特徴は、①事前に残高を購入(チャージ)してから店舗などで利用すること、②発行者による利用者本人確認が不要であること、③購入額、残高に上限がないこと、④残高を他人に譲渡(移転)することが可能なこと、⑤購入(チャージ)した未使用残高の払戻しが原則として禁じられていること(例外あり)、⑥発行者の事業撤退などに伴いサービスを廃止し加盟店での受入(利用)を終了する場合

は⑤の制限にかかわらず払戻し受付期間を設けて未使用残高を利用者に払い戻さなければならないことなどです。

## サーバ型の特徴

サーバ型は残高をサーバ上のみを持つことが特徴で、この点が残高をICチップを持つICカード型、カードの磁気情報を持つ磁気型とは異なります。例えば、Appleギフト

図1 自家型発行者と第三者型発行者

※図表はすべて筆者作成

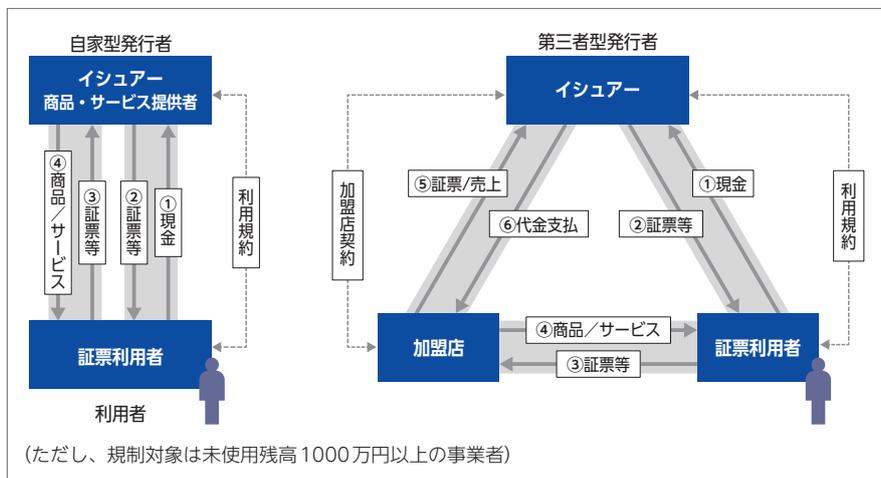


表 サーバ型のコード(例)

銘柄	イシュー (前払式支払手段発行者)	コードの例	主な利用可能場所
Amazonギフト	アマゾン・ギフトカード・ジャパン合同会社	14桁英数字 XXXX-XXXXXX-XXXX	・Amazon(インターネットショップ)
Appleギフト	iTunes 株式会社	16桁英数字 XXXX-XXXX-XXXX-XXXX	・App Store(アプリ) ・Appleストア
Google Play ギフト	グーグル・ペイメント合同会社	20桁英数字 XXXX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX	・Google Play Market
ビットキャッシュ	ビットキャッシュ株式会社	16桁ひらがな ○○○○○○○○○○○○○○○○	・ビットキャッシュ加盟店(ネット)
ウェブマネー	auペイメント株式会社	16桁英数字 XXXX-XXXX-XXXX-XXXX	・ウェブマネー加盟店(ネット)

ト、Google Playギフト、Amazon ギフト等ではサーバ上の残高にひも付いた14～20桁の英数字で構成される「コード」で認証して支払います(表)。国際カードの一種であるブランドプリペイドの場合、カードの磁気情報にカード番号などが記録されますが、残高はカードの磁気情報ではなくサーバ上に持つことから、サーバ型に分類されます。

サーバ型の多くはインターネットショップやスマホでの利用に特化しています。しかし、カード媒体のあるブランドプリペイドやコード決済(QRコード型)の残高として発行される場合は店舗での支払いにも利用できます。

## サーバ型証券を購入する方法

Appleギフト、Google Playギフト、Amazonギフトなど、ブランドプリペイド以外のサーバ型の証券を購入する方法は主に次の3通りがあります(図2)。

図2 サーバ型証券を購入する方法

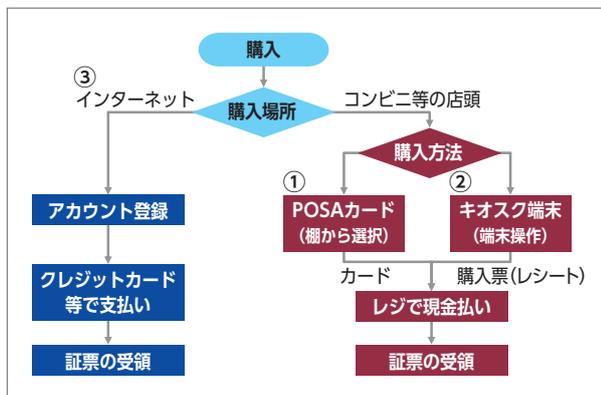
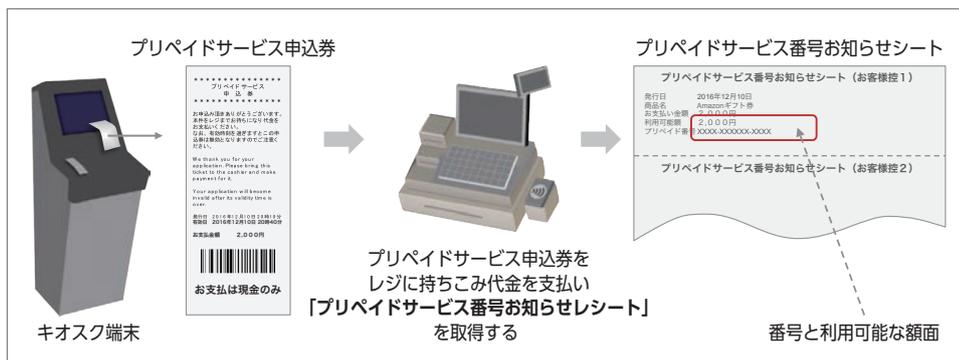


図3 キオスク端末の使用イメージ



## ① POSAカード購入

「POSAカード」とはコンビニやスーパーなどの電子マネー販売用の棚などにかかって販売されるカードのことです。POSAは“Point of Sales Activation”を略したもので、「販売時に有効化する」という意味です。POSAカード自体は前払式支払手段の証券ではなく、本来の証券に当たるコードを利用者に伝える媒体に過ぎません。表にはサービスのブランドマークなどが印刷され、裏には剥離する<sup>はくり</sup>とコードが現れる加工がなされています。求める証券のPOSAカードをレジで購入することで、購入額分の残高が使えるようになります。

## ② キオスク端末操作(図3)

コンビニエンスストアに設置されているキオスク端末(コンビニによってはマルチコピー機を使用)を操作してコードを入手する方法です。キオスク端末を操作すると申込券が出力されます。申込券をレジで提示し代金を支払うとコードが印刷された専用の用紙(お知らせシート)を受け取れます。

## ③ インターネット購入

インターネットやスマホアプリなどから購入する方式で、Appleギフト、Google Playギフト、Amazonギフト、ビットキャッシュ、ウェブマネーなどがこれに対応しています。証券を販売しているサイトに事前登録済みのアカウントでログインし、クレジットカード(国際カード)などで支払って購入します。コードは購入直後

メールで通知される場合が多いですが、販売するサイトのアカウント画面などで確認する場合があります。

今回は、サーバ型が絡む消費者問題について解説します。